

廃棄物処理法に基づく 廃棄物適正処理の促進と 事務処理の効率化のために

静岡県医師会

電子マニフェスト管理システム



産業廃棄物の適正処理の責任は、排出事業者（医療機関）にあります。
産業廃棄物の適正処理を進めるため、過去数回にわたり廃棄物処理法が改正され、排出事業者（医療機関）への罰則は、ますます強化されています。
処理委託した産業廃棄物について、万一不適正な処理が行われた場合は排出事業者（医療機関）も廃棄物の撤去など措置命令の対象となります。
産業廃棄物は、「委託した後は処理業者の責任」ではありません。
排出事業者（医療機関）が法令に基づいた産業廃棄物の処理状況を何時でも確認することができ、事故を未然に防止するためにスタートさせた「**静岡県医師会電子マニフェスト管理システム**」を是非ご利用ください。
また、医療機関から排出される廃棄物を減量し、循環型社会を目指したリサイクルや再利用も推進しております。

ご存じですか？静岡県内の廃棄物処理に条例が施行されました！

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年10月1日施行）

第10条(実地確認)の中で、

1. 排出事業者(医療機関)が運搬又は処分を産廃業者に委託するときは、あらかじめ、運搬又は処分が行われる状況等を規則に従い実地確認しなければならない。
2. 排出事業者(医療機関)が、1年以上継続して運搬又は処分を産廃業者に委託するときは、年1回以上、運搬又は処分が行われる状況等を規則に従い実地確認しなければならない。
3. 実地確認の結果を記録し、5年間保存しなければならない。

*** 静岡県医師会電子マニフェスト管理システムをご利用の医療機関は、静岡医協が実施した実地確認を静岡医協ホームページで確認すれば、実地確認したことにみなされます。**

※ご契約の収集運搬業者・中間処理業者・最終処分業者の三業者を確認してください。

廃棄物処理法では、罰則は排出事業者（医療機関）にも …

平成23年4月1日施行後

条 項 等		主な違反内容	刑 罰
25 条	委託基準違反	無許可業者に処理を委託	5年以下の懲役
	廃棄物投棄禁止違反	廃棄物の不法投棄	100万円以下の罰金
26 条	委託基準違反	委託基準を守らずに処理を委託	3年以下の懲役
	再委託禁止違反	再委託基準を守らずに処理を再委託	300万円以下の罰金
29 条	管理票交付義務違反 記載義務違反	マニフェストを交付しない。虚偽の記載をしてマニフェストを交付した。	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
	管理票保存義務違反	マニフェストの写しを5年間保存しなかった。	
	虚偽管理票交付	処理業者が虚偽のマニフェストを交付した。	
	電子管理票虚偽登録	電子マニフェストの虚偽登録。	
	電子管理票報告義務違反・ 虚偽報告	処理業者が処理後3日以内に、情報処理センターに処理の報告をしなかった。又は虚偽報告。	
	管理票確認義務違反	マニフェストの確認を怠る。	*****
30 条	帳簿備え付け・記載・保存義務違反	帳簿を備えず、規定事項を記載せず、又は虚偽の記載をする。5年間保存しなかった。	30万円以下の罰金
	立入検査拒否・妨害・忌避	立入検査を拒否、妨害、忌避する。	
12 条	特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	特別管理産業廃棄物を生じる事業者が、事業所ごとに管理責任者を置かなかったとき。	30万円以下の罰金

その他…措置命令

生活環境を保全する上で支障が生じた場合、またそのおそれのある場合に支障の除去や発生を防止する(原状回復)命令です。「マニフェスト確認義務違反」に罰則は有りませんが、他の義務違反と同様に措置命令の対象となります。

廃棄物の処理は県医師会電子マニフェスト管理システムで！

医療機関から排出される廃棄物には、特別管理産業廃棄物が含まれており、非常に厳しい責任が排出事業者(医療機関)に対して、法律で定められています。

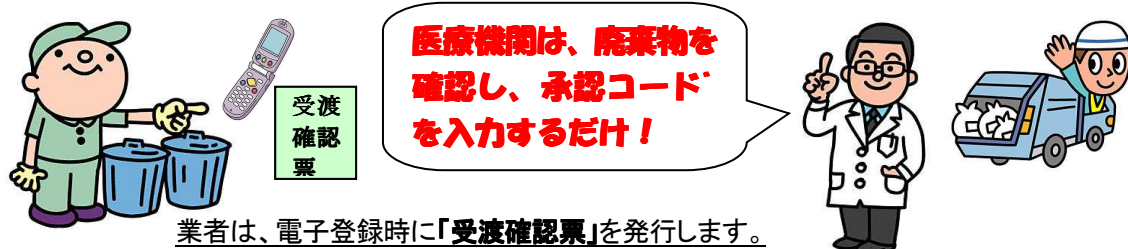
静岡県医師協同組合では、平成20年4月1日より静岡県医師会電子マニフェスト管理システムを運営し、現在(平成29年3月末)約77.5%の会員が利用しています。

この管理システムの3つの目的

1. 電子管理による透明性の高さ (リアルタイムで廃棄物の処理状況が確認できる)
2. 電子管理による事務の軽減 (実地確認・報告書提出免除等事務の軽減)
3. 安全性の高さ (不法行為の防止・マニフェストの改ざん・偽造が困難)

県医師会電子マニフェスト管理システムは、非常に簡単！すぐご利用できます。

- ① 収集運搬業者の携帯端末から簡単入力 (控えとして、受渡確認票を受領)
- ② パソコン画面でいつでも確認 (PCがない方は郡市医師会・静岡医協で確認)
- ③ 登録情報は5年間保存で、いつでも印刷可能 (PCがない方は郡市医師会・医協で印刷)



【排出量報告書】【管理票(マニフェスト)交付等状況報告書】

毎年6月30日までに、前年1年間に排出した感染性廃棄物の排出量と、交付した管理票の交付状況に関する報告書を作成し、県又は政令市に提出すること。

*** 電子マニフェストで登録した廃棄物については、この報告書の提出が不要です。**

廃棄物に対する保健所の医療機関立入検査への対応は、以下の2点です。

- ① 電子マニフェスト管理システム対応の廃棄物については、[JWNETの加入証を提示](#)する。
- ② パソコンで**廃棄物のデータ画面を表示**させ、帳簿の代わりとする。

* パソコンのない方は静岡医協にご連絡ください。廃棄物データを印刷してFAXいたします。

電子マニフェスト管理システムの承認コードが分からない場合は、静岡医協までお問い合わせ下さい。また、ご加入内容に変更(施設名称・代表者・住所等)がありましたら、静岡医協へご連絡下さい。

静岡県医師会電子マニフェスト管理システムに対応可能な産廃業者は、裏面の静岡県医療廃棄物適正処理協会名簿掲載の業者となります。詳しい内容は、静岡県医師協同組合ホームページ <http://www.ikyو.shizuoka.med.or.jp/> でご確認ください。

《静岡県医療廃棄物適正処理協力会会員名簿》

平成29年4月1日現在

	会社名	所在地	電話	業の種類
1	(株)栄協	下田市高馬 153-9	0558-22-2933	収集運搬
2	(株)マエダ美化	伊豆の国市中 521-3	055-949-3779	収集運搬
3	高森商事(株)	御殿場市竈 498-2	0550-82-1911	収集運搬
4	(株)クリーンタウン	御殿場市板妻 273-1	0550-89-0564	収集運搬
5	(株)太洋社	沼津市東間門 610-1	055-962-4807	収集運搬
6	朝日金属工業(有)	沼津市岡宮 1026-6	055-924-3193	収集運搬
7	庵原興産(有)	富士市北松野 831-2	0545-85-3961	収集運搬
8	さとう産業(株)	富士市神戸 689-4	0545-21-1101	収集運搬
9	(株)ヤマモト	富士宮市山宮 2344	0544-58-1780	収集運搬・中間処理
10	角松商事(有)	静岡市清水区吉原 1826	054-368-1055	収集運搬・中間処理
11	日徳産業(有)	静岡市清水区鳥坂 647-1	054-345-1836	収集運搬
12	丸徳商事(有)	静岡市清水区鳥坂 575	054-345-5173	収集運搬・中間処理
13	(有)メディカルウエスト東海	静岡市葵区瀬名中央 2-18-30	054-262-1326	収集運搬
14	(株)静岡資源	静岡市葵区富厚里 1837-1	054-270-1153	収集運搬
15	日本産業廃棄物処理(株)	静岡市葵区牧ヶ谷 2465	054-277-0373	収集運搬
16	(株)産経開発	静岡市駿河区用宗巴町 311-1	054-257-1426	収集運搬
17	アサヒプリテック(株)	焼津市坂本 174-3	054-626-0202	収集運搬・中間処理
18	(株)アスク長谷川	島田市元島田 9228-3	0547-37-4261	収集運搬
19	オーツービジネス(有)	島田市湯日 488-3	0547-38-6092	収集運搬
20	中遠環境保全(株)	掛川市八坂 317-3	0537-27-1248	収集運搬
21	(株)山本エコロジーサービス	浜松市中区神田町 758	053-442-5300	収集運搬
22	サトー建材(株)	浜松市東区市野町 671	053-433-2335	収集運搬
23	(株)ミダック	浜松市東区有玉南町 2163	053-471-9361	収集運搬・中間処理
24	(株)ケー・ティーサービス	浜松市北区三方原町 1460-5	053-439-6004	収集運搬
25	(株)リサイクルクリーン	浜松市西区桜台 5-9-16	053-430-5666	収集運搬
26	東名興産(株)	浜松市北区引佐町金指 748	053-542-2311	収集運搬・中間処理
27	(有)環 保	湖西市坊瀬 255-2	053-573-1807	収集運搬
28	加山興業(株)	愛知県豊川市南千両 2-1	0533-89-0375	収集運搬・中間処理
29	(株)太洋サービス	浜松市西区篠原町 26745-1	053-447-4640	中間処理
30	(株)明輝クリーナー	愛知県豊橋市原町字南山 1-99	0532-41-7530	中間処理
31	(株)ワトワメディカル	愛知県大府市横根町坊主山 1-141	0562-44-2711	中間処理
32	エルテックサービス(株)	山梨県笛吹市一宮町国分 1014-1	0553-47-3611	中間処理

<お問い合わせ先>

静岡県医師協同組合 担当 藤波・石川 TEL: 054-246-0001